仕　様　書

１　業務名

保険医療部カラー複合機保守管理及び消耗品等供給業務

（富士フイルム ApeosPort-Ⅶ C6673R（Model-PFS） 一式)

２　業務期間

令和６年10月１日から令和８年３月31日まで

３　対象複合機

（１）複合機設置場所

札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所４階南側　保険医療部事務室

（２）複合機台数

１台

（３）機器構成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| メーカー | 品名等 | 型番 | 数量 |
| 富士フイルム | カラー複合機 | ApeosPort-Ⅶ C6673R（Model-PFS） | 1台 |
| インナー排出トレイ | EC103649 |

４　１か月当たりの予定印刷枚数

１か月当たりの予定印刷枚数は次のとおり。

ただし、この予定枚数は、令和５年度の使用実績から算出したものであり、本業務の履行に当たり保証する数量ではない。

また、点検及び調整時のテスト、不良出力分控除として、毎月の区分ごとのカウンタ数からそれぞれ0.3％を控除する。（下記予定枚数は控除後の数値である。）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 予定印刷枚数 |
| モノクロ※１ | 11,000枚／月 |
| フルカラープリント※２ | 3,600枚／月 |
| フルカラーコピー※３ | 700枚／月 |

※１　白黒モードでコピー及びプリント出力する場合

※２　プリンター機能でカラーモード及び自動選択でフルカラー判定された出力

※３　コピー機能でカラーモード及び自動選択でフルカラー判定されたコピー

５　業務内容

（１）複合機の保守

複合機を常時正常な状態で使用できるよう、委託者から対象複合機の故障等の連絡を受けたときは、受託者は速やかに技術員を設置場所に派遣し、点検、必要に応じた部品交換、調整を行い、正常な状態に回復させること。

（２）消耗品の供給

複合機から出力される印刷物の画質等維持のため、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者からの連絡により受託者が必要と認めたときは、感光体、ディベロッパー及びトナー等の消耗品（用紙は除く。）を交換すること。

その他、消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給すること。

（３）操作方法の指導

受託者は、委託者に適切な操作方法を指導すること。

６　業務報告等

（１）保守点検等報告書

保守点検その他の修理を実施したときは、速やかに保守点検等報告書（任意様式）を提出し、委託者の確認を受けること。

（２）完了届

各月の業務を完了したときは、速やかに「役務　第９号様式　完了届」を提出し、委託者による履行検査を受けること。

７　支払等

（１）料金

当該業務の履行に要する経費を反映のうえ、印刷物１枚当たりの単価を定める。

（２）月間最低料金及び月間基本料金の設定

行わない。

（３）料金の支払

１か月毎の支払金額は、各契約単価に当該月の印刷枚数を乗じて得た金額の合計に、消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。

請求書は、前条第２項の履行検査に係る合格の日から２週間以内に提出すること。

８　再委託

当該保守業務の履行に当たり、技術上の関係から一般的にメーカー（保守を担当するメーカーの関連会社を含む。）が対応する部分については、当該メーカーへの再委託を認める。この場合において、受託者は、契約締結後に再委託先を申し出ること。

９　その他特記事項

（１）本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負担低減に努めること。

（２）本業務を処理するに当たって知り得た個人情報の取扱いに係る注意事項は別記のとおりとし、当該事項は再委託先に対しても適用する。

（３）この仕様書について疑義が生じたとき又はこの仕様により難いときは、委託者、受託者双方協議のうえこれを決定する。

（４）契約期間終了に伴う業務の引継は、次のとおりとする。

ア　受託者は、委託者の指示があった場合には、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を委託者に提出することとする。

イ　受託者は、委託者の指示があった場合には、上記アの資料等によるほか、新規受託者に対し実地による実務的な引継を行うものとする。

（別記）個人情報取扱注意事項

１　個人情報を取り扱う際の基本的事項

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

２　秘密の保持

（１）受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（２）受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

（３）前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

３　事故の場合の措置

受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

４　契約解除及び損害賠償

委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。